

## 特許協力条約に基づく国際出願願書

紙面による写し (注意 電子データが原本となります)

0	受理官庁記入欄	
0-1	国際出願番号	PCT/JP2018/043668
0-2	国際出願日	2018年 11月 28日 (28.11.2018)
0-3	(受付印)	R0/JP
0-4	様式 PCT/RO/101 この特許協力条約に基づく国際出願願書は、	
0-4-1	右記によって作成された。	JPO-PAS i340
0-5	申立て 出願人は、この国際出願が特許協力条約に従って処理されることを請求する。	
0-6	出願人によって指定された受理官庁	日本国特許庁 (R0/JP)
0-7	出願人又は代理人の書類記号	PCT2018-01
I	発明の名称	仮想資産預入システム
II	出願人	
II-1	この欄に記載した者は	出願人である (applicant only)
II-2	右の指定国についての出願人である。	すべての指定国 (all designated States)
II-4ja	名称	S T R A 株式会社
II-4en	Name:	STRA Co., LTD.
II-5ja	あて名	3400034 日本国 埼玉県草加市氷川町 2 1 1 9 - 1 2 ドルチェヴィータ 1 0 3 号
II-5en	Address:	#103 DolceVita, 2119-12, Hikawa-cho, Souka-shi Saitama 3400034 Japan
II-6	国籍(国名)	日本国 JP
II-7	住所(国名)	日本国 JP
II-8	電話番号	050-5276-0502
II-10	電子メール	0ishioka@stra.co.jp
II-10(a)	電子メール使用の承認 受理官庁、国際調査機関、国際事務局若しくは国際予備審査機関が、その官庁又は機関が希望する場合には、この電子メールアドレスを利用して、この国際出願に関する通知を送付することを承認する。	通知の写しを事前に送付するために利用することを承認する。

## 特許協力条約に基づく国際出願願書

紙面による写し (注意 電子データが原本となります)

III-1	その他の出願人又は発明者	発明者である (inventor only)
III-1-1	この欄に記載した者は	
III-1-3	右の指定国についての発明者である。	
III-1-4ja	氏名(姓名)	
III-1-4en	Name (LAST, First):	
III-1-5ja	あて名	
III-1-5en	Address:	石岡 章司 ISHIOKA Shoji 3400034 日本国 埼玉県草加市氷川町2119-12 ドルチェヴィータ103号室 #103 DolceVita, 2119-12, Hikawa-cho, Souka-shi Saitama 3400034 Japan
IV-1	代理人又は共通の代表者、通知のあて名	代理人 (agent) 田中 将隆 TANAKA Masataka 4680014 日本国 愛知県名古屋市天白区中平三丁目2702番地 グランドールS 203号 Grandeur S #203, 2702 Nakahira 3 chome, Tenpakuku Nagoya-shi Aichi 4680014 Japan 052-838-5600 052-838-5600 masataka@ivypatent.com 通知の写しを事前に送付するために利用することを承認する。 100180482
IV-1-1ja	氏名(姓名)	
IV-1-1en	Name (LAST, First):	
IV-1-2ja	あて名	
IV-1-2en	Address:	
IV-1-3	電話番号	
IV-1-4	ファクシミリ番号	
IV-1-5	電子メール	
IV-1-5(a)	電子メール使用の承認 受理官庁、国際調査機関、国際事務局若しくは国際予備審査機関が、その官庁又は機関が希望する場合には、この電子メールアドレスを利用して、この国際出願に関する通知を送付することを承認する。	
IV-1-6	代理人登録番号	
V	国の指定	
V-1	この願書を用いてされた国際出願は、規則4.9(a)に基づき、国際出願の時点で拘束される全てのPCT締約国を指定し、取得しうるあらゆる種類の保護を求め、及び該当する場合には広域と国内特許の両方を求める国際出願となる。	
V-2	V-2欄は、特定の国の指定を除外するとき使用することができ、この指定を除外することができるのは、出願の際若しくは規則26の2.1により上記の特定の国における先の国内出願を基礎とする優先権を国際出願の第VI欄で主張する結果、その国の国内法令に基づいてこの先の国内出願の効果が消滅するのを避けるのを目的とする場合に限り、しかし、いったん除外した指定は、それを変更することはできない。	JP

## 特許協力条約に基づく国際出願願書

紙面による写し (注意 電子データが原本となります)

VI-1	先の国内出願に基づく優先権主張	
VI-1-1	出願日	2018年 11月 26日 (26.11.2018)
VI-1-2	出願番号	2018-220678
VI-1-3	パリ条約同盟国名又はWTO加盟国名	日本国 JP
VI-2	優先権証明書送付の請求 受理官庁に対して、上記の先の出願のうち、右記のものについては、優先権書類を作成し国際事務局に送付することを請求する。	VI-1
VI-3	引用による補充： 条約第11条(1)(iii)(d)若しくは(e)に規定する国際出願の要素の全部、又は規則20.5(a)に規定する明細書、請求の範囲若しくは図面の一部がこの国際出願には含まれていないが、受理官庁が条約第11条(1)(iii)に規定する要素の1つ以上を最初に受領した日において優先権を主張する先の出願にそれが完全に含まれている場合には、規則20.6に基づく確認の手続を条件として、その要素又は部分を規則20.6の規定によりこの国際出願に引用して補充することを請求する。	
VII-1	特定された国際調査機関(ISA)	日本国特許庁 (ISA/JP)
VIII	申立て	申立て数
VIII-1	発明者の特定に関する申立て	-
VIII-2	出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て	-
VIII-3	先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て	-
VIII-4	発明者である旨の申立て(米国を指定国とする場合)	1
VIII-5	不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て	-

## 特許協力条約に基づく国際出願願書

紙面による写し (注意 電子データが原本となります)

VIII-4-1	<p>発明者である旨の申立て(米国を指定国とする場合)          発明者である旨の申立て(規則4.17(iv)及び51の2.1(a)(iv))(米国を指定国とする場合)</p>	<p>私は、自らが本出願の請求の範囲に記載されている発明の最初の発明者、あるいは最初の共同発明者であると信じていることを、ここに申し立てる。</p> <p>本申立ては、本書がその一部をなす国際出願を対象としたものである。</p> <p>私は、上記国際出願を自ら行つた、又は行うことを許可したことを、ここに申し立てる。</p> <p>私は、本申立てにおいて故意に虚偽の陳述などを行つた場合は、合衆国法典(United States Code (U.S.C.))第18編第1001条に基づき、罰金、5年以下の拘禁、又はその両方により処罰されることを、ここに承認する。</p>
VIII-4-1-1-1	<p>氏名(姓名)          Name (LAST, First):</p>	<p>石岡 章司          ISHIOKA Shoji</p>
VIII-4-1-1-2	<p>住所:          (都市名及び、米国の州名(該当する場合)又は国名)</p>	<p>埼玉, 日本国</p>
VIII-4-1-1-3	<p>郵便のあて名:          Mailing Address:</p>	<p>日本国          埼玉県草加市氷川町 2 1 1 9 - 1 2 ドルチェヴィータ 1 0 3 号室          #103 DolceVita, 2119-12, Hikawa-cho, Souka-shi Saitama          Japan</p>
VIII-4-1-1-4	<p>発明者の署名:          (署名は代理人ではなく、発明者のものでなければならぬ)</p>	<p>/ISHIOKA Shoji/</p>
VIII-4-1-1-5	<p>日付:</p>	<p>2018年 11月 28日 (28.11.2018)</p>

## 特許協力条約に基づく国際出願願書

紙面による写し (注意 電子データが原本となります)

IX	照合欄	用紙の枚数	添付された電子データ
IX-1	願書(申立てを含む)	5	✓
IX-2	明細書	30	✓
IX-3	請求の範囲	6	✓
IX-4	要約	1	✓
IX-5	図面	19	✓
IX-7	合計	61	
	添付書類	添付	添付された電子データ
IX-8	手数料計算用紙	-	✓
IX-19	その他	国際出願に係る手数料軽減申請書の写し	✓
IX-20	要約とともに提示する図の番号	1	
IX-21	国際出願の使用言語名	日本語	
X-1	出願人、代理人又は代表者の記名押印	(PKCS7 デジタル署名)	
X-1-1	氏名(姓名)	田中 将隆	
X-1-3	権限(署名者が法人の場合)		

## 受理官庁記入欄

10-1	国際出願として提出された書類の実際の受理の日	2018年 11月 28日 (28.11.2018)
10-2	図面	
10-2-1	受理された	
10-2-2	不足図面がある	
10-3	国際出願として提出された書類を補完する書類又は図面であつてその後期間内に提出されたものの実際の受理の日(訂正日)	
10-4	特許協力条約第11条(2)に基づく必要な補完の期間内の受理の日	
10-5	出願人により特定された国際調査機関	ISA/JP
10-6	調査手数料未払いにつき、国際調査機関に調査用写しを送付していない	✓

## 国際事務局記入欄

11-1	記録原本の受理の日	
------	-----------	--